



Title	ドイツ問題と中欧連邦構想：コンスタンティン・フランツを中心に
Author(s)	板橋, 拓己
Citation	北大法学論集, 57(6), 312[175]-277[210]
Issue Date	2007-03-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/20545
Type	bulletin (article)
Note	研究ノート
File Information	57(6)_312-277.pdf



[Instructions for use](#)

ドイツ問題と中欧連邦構想

—— コンスタンティン・フランツを中心に ——

板橋 拓己

目次

はじめに

第一章 コンスタンティン・フランツ (1817-91)

第一節 経歴

第二節 先行研究の概観

第二章 フランツの中欧連邦構想：初期の著作を中心に

第一節 フランツとドイツ統一問題：多様性の擁護と連邦主義

第二節 将来の中欧連邦政体：その構成と機構

第三節 中欧関税同盟の提唱

第四節 連邦主義の歴史哲学・政治哲学

第五節 連邦主義とドイツ

第六節 フランツの連邦主義における「他者」の問題

第七節 小括

第三章 20世紀のなかのコンスタンティン・フランツ

おわりに

はじめに

アメリカの歴史家シーハンが、著名な論文「ドイツ史とは何か？」で、それまで小ドイツ的・国民国家的視座に規定されてきた「ドイツ史」自体の問い直しを迫ったのは、今から四半世紀前である¹。こうした問題提起を背景に、19世紀ドイツ史研究の精緻化が進み、もはや1848-1871年のドイツ史を、プロイ

セン中心のドイツ帝国成立史（＝ビスマルクによる小ドイツ政策の成功物語）として単純に捉えることは許されなくなった²。そしてそれに伴い、第二帝政に対するオルタナティブに着目した研究（必然的にオーストリアや他のドイツ諸国の政策への注目を伴う）も増加している³。これらの研究をふまえると、1848年革命から第二帝政成立までは、「ドイツ問題」の解決をめぐる、「小ドイツ」・「大ドイツ」・「中欧」という三つの領域構想がせめぎ合った時代として捉えられる。

¹ James J. Sheehan, "What is German History? Reflections on the Role of the *Nation* in German History and Historiography," *Journal of Modern History*, vol. 53, no. 1, 1981, pp. 1-23.

² vgl. Dieter Langewiesche, *Nation, Nationalismus, Nationalstaat in Deutschland und Europa*, München, C. H. Beck, 2000, passim.

³ そのような研究は枚挙に暇がない。例えば、オーストリアの政策に着目した Roy A. Austensen, "Austria and the "Struggle for Supremacy in Germany", 1848-1864," *Journal of Modern History*, vol. 52, no. 2, 1980, pp. 195-225 や、Anselm Doering-Manteuffel, "Der Ordnungszwang des Staatensystems. Zu den Mitteleuropa-Konzepten in der österreichisch-preußischen Rivalität 1849-1851," in : Adolf M. Birke und Günther Heidemann (hg.), *Die Herausforderung des Europäischen Staatensystems. Nationale Ideologie und staatliches Interesse zwischen Restauration und Imperialismus*, Göttingen / Zürich, Vandenhoeck & Ruprecht, 1989, S. 119-140 など。Harm-Hinrich Brandt, *Deutsche Geschichte 1850-1870. Entscheidung über die Nation*, Stuttgart u. a., Kohlhammer, 1999 は、普墺のみならず、他のドイツ諸国にも限なく目を配った、この時代についての現時点で最も詳細な研究である。邦語文献で総論的なものとして、松本彰「ドイツ史における帝国＝国民国家の理念と現実： Reich, Nation, Volk」松本彰・立石博高編『国民国家と帝国：ヨーロッパ諸国民の創造』山川出版社、2005年、151-185頁；同「ドイツの統一への道」若尾祐司・井上茂子編著『近代ドイツの歴史—18世紀から現代まで—』ミネルヴァ書房、2005年、85-105頁を参照。ドイツ国民教会の本拠地としてのコーブルク、エルンスト2世のドイツ統一政策、「鼎立政策」などに着目したものが、松本彰「19世紀のドイツ統一とコーブルク—ドイツ史における新しい地域史の可能性、または中部ドイツと中欧について—」『環日本海地域比較史研究』第3号、1994年、95-109頁。ユーリウス・フレーベル〔後述〕やオーストリアのドイツ同盟改革構想を扱ったものとして、末川清「オーストリア政府の「大ドイツ」連邦改革構想」『愛知学院大学文学部紀要』第31号、2001年、322-303頁がある。

従来、特に日本においては、小ドイツ主義の対抗案として、大ドイツ主義と「中欧」構想が区別されずに、一括して「大ドイツ主義」と呼ばれることが多かった。しかし、両者は異なるし、その違いは重要である。(狭義の)大ドイツ主義は、概ねドイツ同盟(Deutscher Bund)⁴の領域を出発点としてドイツ統一国家を形成しようとするものである(それ故、必然的にハプスブルク君主国の解体、及びそのドイツ人が多数居住する地域の編入を伴う)⁵。つまり、大ドイツ主義も、「ドイツ人」が政治体の構成員であることを暗黙の前提としていた。その限りで、小ドイツも大ドイツも「国民国家」原理に規定された議論であり、両者の争いは「ドイツ」のどこに線を引くかの問題であったといえる。それに対して「中欧」構想は、ハプスブルク君主国内の(時にはそれを越えた)多民族も包み込む領域を政治体にまとめることによって、「ドイツ問題」を解決しようとするものである。要するに「中欧」とは、明確に多民族秩序を前提とし、「国民国家」原理に抗する構想だったのである。

本稿の関心は、この従来あまり顧みられなかった「中欧」構想にある。言うなれば、「中欧」とは、「ドイツ問題」の解決策として、ドイツの国民統合と中央ヨーロッパの国際統合の双方を志向した構想である。このドイツ史の一つのオルタナティヴたる「中欧」構想に着目することは、ドイツ第二帝政の性格を逆照射すると共に、ドイツのナショナル・アイデンティティの多様性・重層性を浮き彫りにすることにつながるだろう。

さらに、欧州統合が著しい進展を見せ、地域統合が広く関心を呼ぶ現在、そして、歴史学・政治学においても国民国家の歴史性と限界が認識され、「帝国」など多様な政治秩序に注目が集まっている現在、この「中欧」構想の内実を明らかにしながら、その射程を見極めることは、ドイツ史の理解を深めるだけでなく、現代的な意義も持つといえる。

以下本稿では、1848年革命前後に「中欧」連邦を唱道した代表的な政論家に焦点を当て、「中欧」構想の内容の一端を明らかにすることを主たる課題とする。

⁴ Deutscher Bund は、これまで通常「ドイツ連邦」と訳されてきたが、その国家連合的性格を鑑み、「ドイツ同盟」と訳したい。

⁵ なお、ポーランド人を多数含む東部プロイセン諸州もドイツ同盟に含まれていない。この問題については、以下を参照。伊藤定良『ドイツの長い19世紀：ドイツ人・ポーランド人・ユダヤ人』青木書店、2002年、第2章。

具体的な対象は、コンスタンティン・フランツの思想である。フランツは、ビスマルクによる小ドイツ的帝国建設を痛烈に批判したことで著名な人物である。他にもこの時代には様々な「中欧」論者が活躍したが⁶、自己の連邦構想を政治哲学・歴史哲学のレベルにまで掘り下げたという点、そして、その思想が後の世代において繰り返し想起されたという点、以上の点において、フランツの右に出るものはいない。このフランツの構想を取り上げることによって、当時の「中欧」構想の内実と射程を明らかにすることを試みる。さらに、20世紀にフランツの思想が辿った運命を検討することによって、中欧連邦という構想が、20世紀のドイツに対して果たした役割についても示唆してみたい。

さて、本論に移る前に、本稿がフランツの中欧連邦構想を扱う際に留意する三つの点を指摘しておきたい。

第一点目は、「中欧 (Mitteleuropa)」という概念がもつ両義性の問題である⁷。

⁶ フランクフルト国民議会議員では、ティロル出身のペアターラー (Hans von Perthaler) らが中欧連邦を提唱した。また、ハプスブルクの指導者たちも「中欧」構想を展開した。首相シュヴァルツェンベルクの「七千万人の帝国」構想や、墺商業相ブルック (Karl Ludwig Freiherr von Bruck) の「関税連合 (Zollunion)」構想がそれである。vgl. Zoran Konstantinović, "Variationen der Mitteleuropaidee 1848 und danach," in : Heiner Timmermann (hg.), 1848 - *Revolution in Europa. Verlauf, politische Programme, Folgen und Wirkungen*, Berlin, Duncker & Humblot, 1999, S. 367-379 ; Harm-Hinrich Brandt, "Von Bruck zu Naumann. "Mitteleuropa" in der Zeit der Paulskirche und des Ersten Weltkrieges," in : Michael Gehler u. a. (hg.), *Ungleiche Partner? Österreich und Deutschland in ihrer gegenseitigen Wahrnehmung. Historische Analysen und Vergleiche aus dem 19. und 20. Jahrhundert*, Stuttgart, Franz Steiner Verlag, 1996, S. 315-352.

⁷ 「中欧」概念については以下の代表的な文献を参照。Jacques Le Rider, *La Mitteleuropa*, 2^e éd., Paris, Presses Universitaires de France, 1996 (1^e éd. 1994) (山口晃・板橋拓己訳『中欧論：帝国からEUへ』白水社、2004年) ; Peter M. R. Stirk (ed.), *Mitteleuropa. History and Prospects*, Edinburgh, Edinburgh U. P., 1994 ; Henry Cord Meyer, *Mitteleuropa. In German Thought and Action 1815-1945*, The Hague, Nijhoff, 1955 ; Jacques Droz, *L'Europe centrale. Évolution historique de l'idée de "Mitteleuropa"*, Paris, Payot, 1960. フリードリヒ・ナウマンの『中欧論』とその反響を分析し、「中欧」の両義性を明らかにしたものとして、以下の拙稿を参照。「『中欧』の理念とドイツ・ナショナリズム—フリードリヒ・

そもそも「中欧」とは問題をはらんだ概念である。それは、純粋に地理的な用語ではなく、高度に歴史的・政治的な概念であり、19世紀初頭から現代に至るまでのドイツ史における一つの「キー概念」⁸といえる。そして、「中欧」は、国民国家を超えるスーパナショナルな概念・秩序構想として称揚される一方で、他方では、ドイツのヘゲモニーを顕然・隠然に主張するイデオロギーとして忌避されてきた。本稿は、「中欧」概念の主唱者の一人と位置づけられてきたフランツを検討することによって、「中欧」概念の両義性も見据えていきたい。

第二点目は、欧州統合史と中欧連邦構想との関連である。1980年代以来の「中欧」への注目の高まり⁹、そしてドイツ再統一、ヨーロッパにおける冷戦構造の消滅、さらにはEUの東方拡大といった一連の事情を背景に、過去の「中欧」構想を、欧州統合史のより広いパースペクティヴの中に位置づけようとする研究が現れている¹⁰。そして、「中欧」研究やフランツ研究のみならず、いくつかの代表的な欧州統合の通史が、「前史」の部分で、フランツに言及しているのである¹¹。このように、フランツの中欧連邦主義は、欧州統合の思想的源流の一つとされてきたのであり、本稿でもその点に留意する。

第三点目は、近代ドイツにおける連邦主義の問題である。連邦主義（フェデラリズム）は、神聖ローマ以来の領邦国家と帝国の二元制度に顕著なように、ドイツ史の歴史的遺産の一つといえる。ドイツの連邦主義についての最近の指

ナウマン『中欧論』の研究—」（1）（2）『北大法学論集』第55巻6号／第56巻1号、2005年。

⁸ Jörg Brechtfeld, *Mitteleuropa and German Politics. 1848 to the Present*, Basingstoke, Macmillan, 1996, p. 1.

⁹ 80年代の「中欧」をめぐる議論については以下を参照。Rudolf Jaworski, "Die aktuelle Mitteleuropadiskussion in historischer Perspektive," *Historische Zeitschrift*, Bd. 247, 1988, S. 529-550.

¹⁰ 代表的なものとして、Peter M. R. Stirk, *A History of European Integration since 1914*, London, Pinter, 1996. 欧州統合と「中欧」との関連については、以下を参照。戸澤英典「中東欧EU加盟の世界史的意味」『海外事情』2003年10月号、53-63頁。

¹¹ Stirk, op. cit., p. 12 ; Marie-Thérèse Bitsch, *Histoire de la construction européenne de 1945 à nos jours*, 4^e éd., Bruxelles, Editions Complexe, 2004 (1^e éd 1996), pp. 19-20 ; Michael Gehler, *Europa*, Frankfurt a. M., Fischer, 2002, S. 31-33.

導的な研究者であるウムバッハは、連邦主義を「ドイツ史の継続的な底流」であると指摘している¹²。こうして、古くはマイネッケが丁寧に解き明かそうとしたように¹³、連邦主義を中心に近代ドイツの多様な問題領域が交錯することになる¹⁴。本稿は、中央ヨーロッパという多様なナショナリティ・宗派を抱えた地域に秩序をもたらす政治的概念としての連邦主義に着目するが、それが「ドイツ」とどう結び付けられるのかを、フランツを題材にして検討しよう。

以下本稿の構成を述べる。まず第一章では、フランツの経歴を紹介する（第一節）と共に、先行研究を概観する（第二節）。第二章では、フランツの中欧連邦構想を特に初期のものに絞って内在的に検討する。そして第三章では、多面的なフランツの思想が後の世代にどのように受容されたかを検討したい。

第一章 コンスタンティン・フランツ（1817-91）

まず本章では、これまで日本ではあまり知られてこなかったフランツの経歴を紹介すると共に、先行するフランツ研究を簡単に整理しよう。

第一節 経歴¹⁵

¹² Maiken Umbach, "Introduction. German Federalism in Historical Perspective," in : idem (ed.), *German Federalism. Past, Present, Future*, Basingstoke, Palgrave, 2002, pp. 1-14, p.5.

¹³ フリードリッヒ・マイネッケ 『世界市民主義と国民国家—ドイツ国民国家発生の研究—』全二巻、矢田俊隆訳、岩波書店、1968/1972年（初版は1908年、翻訳底本は1928年の第7版）。

¹⁴ 当然のことながら、近代ドイツのナショナリズムも連邦主義を抜きにしては論じられない。例えば、ランゲヴィーシェらは、ドイツにおける「連邦的ナショナリズム（Föderativer Nationalismus）」の存在を指摘している。vgl. Dieter Langewiesche u. Georg Schmidt (hg.), *Föderative Nation. Deutschlandkonzepte von der Reformation bis zum Ersten Weltkrieg*, München, Oldenbourg, 2000. bes. darin : Dieter Langewiesche, "Föderativer Nationalismus als Erbe der deutschen Reichsnation. Über Föderalismus und Zentralismus in der deutschen Nationalgeschichte," S. 215-242.

¹⁵ 本節は様々な先行研究（本章第二節を参照）を総合して記述している。よって特に典拠を示す必要があると判断した場合にのみ、注で依拠した文献を挙げ

た。なお、フランツの伝記としては、フランツ研究に生涯を費やしたシュタムによるものがある。Eugen Stamm, *Konstantin Frantz' Schriften und Leben. Erster Teil. 1817-1856*, Heidelberg, Carl Winter, 1907 (Neudruck : Nendeln, Kraus Reprint, 1976) ; ders., *Konstantin Frantz 1857-1866. Ein Wort zur deutschen Frage*, Stuttgart, Deutsche Verlags-Anstalt, 1930. 但し、シュタムの伝記は1866年までしか扱っていない。ders., *Ein berühmter Unberühmter. Neue Studien über Konstantin Frantz und den Föderalismus*, Konstanz, Curt Weller, 1948にも伝記的記述が含まれているが、後述するように、シュタムの一連の研究には問題点がある。

簡潔なものとして、以下の事典のFrantzの項を参照。 *Allgemeine Deutsche Biographie*, Bd. 48, Leipzig, Duncker & Humblot, 1904, S. 716-720 (von Ottomar Schuchardt) ; *Staatslexikon. Recht Wirtschaft Gesellschaft*, hg. von Görresgesellschaft, 6. Aufl., Bd. 3, Freiburg i. Br., Herder, 1959, S. 466f. (von Hermann M. Görgen) ; *Neue Deutsche Biographie*, Bd. 5, Berlin, Duncker & Humblot, 1961, S. 353-356 (von Erich Wittenberg) ; Harold Josephson et al. (eds.), *Biographical Dictionary of Modern Peace Leaders*, Westport / Conn., Greenwood Press, 1985, p. 302f. (von Udo Sautter) .

特に若き日のフランツについては、以下の文献が書簡等も含めて詳細に紹介している。Eberhard Quadflieg, “Dokumente zum Werden von Constantin Frantz,” *Historisches Jahrbuch der Görresgesellschaft*, 53. Jg., 1933, S. 320-357. さらに、1850年代以降については、書簡集が刊行されている。Constantin Frantz, *Briefe*, hg. von Udo Sautter u. Hans Elmar Onnau, Wiesbaden, Franz Steiner, 1974.

また、ここでフランツの著作についても述べておきたい。多くの研究者が嘆くように、フランツは非常に多作であり、しかもかなりの数を匿名で出版している。いくつか存在する著作目録の中では (z. B. Karl Heldmann, *Thüringisch-Sächsische Zeitschrift für Geschichte und Kunst*, Bd. 7, 1917, S. 174ff.)、次のものが最も優れている。Hans Elmar Onnau, “Constantin Frantz. Verzeichnis seiner Schriften 1841-1899,” in : Constantin Frantz, *Die Erneuerung der Gesellschaft und die Mission der Wissenschaft*, hg. von H.E. Onnau, Siegburg, Respublica Verlag F. Schmitt, 1967 (Neudruck von 1850), S69-91. この目録には全部で156の著作・論文が挙げられている。

全集の類は存在しないが、第二次大戦以降、筆者が確認しただけでも21冊の著作が復刊されており、主要著作は比較的入手しやすい。特に Hans Elmar Onnau と Udo Sautter らが、それまで入手困難であった初期の著作を次々と復刻した功績は大きい。さらに彼らは、著作の復刊にあたって数多の書簡・報告

コンスタンティン・フランツ (Gustav Adolph Constantin Frantz) は、1817年9月12日、プロイセンのザクセン州ハルパーシュタット (Halberstadt) 近郊で牧師の家庭に生まれた¹⁶。数学・物理学を専攻としてハレとベルリンの大学で学んだが、そこでヘーゲル哲学に接すると共に、ランケ (Leopold von Ranke : 1795-1886) の近現代史を熱心に聴講した。また、ベルリンで彼は、ブルーノ・バウアー (Bruno Bauer : 1809-1882) を指導者とする、有名なヘーゲル左派のサークル「自由派 (Die Freien)」に参加する¹⁷。しかし、その数年後フランツは、後期シェリングに影響を受け、ヘーゲル哲学から離れていく。以後、シェリングとキリスト教が、彼の哲学を規定する¹⁸。

この右旋回の後、フランツはプロイセン文相アイヒホルン (Johann

書を付録として収録している。なお、フランツ関連史料については以下の論文を参照。Winfried Becker, "Der Föderalist Constantin Frantz. Zum Stand seiner Biographie, der Edition und der Rezeption seiner Schriften," *Historisches Jahrbuch der Görresgesellschaft*, 117. Jg., 1997, S. 188-211.

¹⁶ プロテスタントの牧師であった父、クラマー・ヴィルヘルム (Klamer Wilhelm Frantz : 1773-1857) は、啓蒙神学に傾倒していたという。こうした父の傾向は、教義や教会の拘束から脱した超宗派的なキリスト教を支持することになる息子コンスタンティンに影響を与えたかもしれない。また母は、1685年にルイ14世による弾圧によってフランスのスダンから亡命してきたユグノー貴族カーテル (Catel) 家の子孫であった。フランツの娘ゾフィー (Sophie) は、彼女の父が「半分フランス人」であり、非常に上手にフランス語を話したと証言している。vgl. Stamm, *Ein berühmter Unberühmter*, S. 25. もっとも、フランツはフランス語に限らず、後に述べる事情からポーランド語やスペイン語も話せし、英語、ラテン語、ギリシャ語も解した。

¹⁷ 彼が最初に発表した文章は、「自由派」の機関紙『アテノイム (Athenäum)』に掲載された「工場労働者の地位について」(1841年) という、社会的貧困 (Pauperismus) 問題を扱った論説である。

¹⁸ フランツ自身の回想によると、彼をヘーゲル哲学から「引き離した」のは、「新シェリング主義 (Neu-Schellingianismus)」と、聖書、特にヨハネ福音書であった。vgl. Frantz, *Briefe*, S. 60f. (an Richard Wagner, 8. 2. 1867) なお、当時の学会を席卷していたヘーゲル哲学を嫌ったプロイセン王フリードリヒ・ヴィルヘルム4世は、ヘーゲル哲学の対抗馬として1841年にシェリングをベルリンに招聘している。確証はないが、フランツはシェリングのベルリンでの最初の講義を聴講したのではないかと思われる。

Albrecht Friedrich Eichhorn : 1779-1856 ; 文相1840-48) に接近し、文部省の論調調査部(Lesekabinet)に研究員として奉職する。そしてフランツは、1845-47年に中央ヨーロッパを長期視察する機会を与えられる¹⁹。その成果が、アイヒホルンに提出した二つの報告書と、『ポーランド、プロイセン、ドイツ：ヨーロッパ再編について』という著書である²⁰。

さて、1848年にドイツを席卷した三月革命によって後援者アイヒホルンが失脚し、カンプハウゼン (Gottfried Ludolf Camphausen : 1803-90) 内閣が成立すると、フランツは4月に解雇されてしまう。復職は、保守派のマントイフェル (Otto Theodor Frhr. von Manteuffel : 1805-1882) 内閣成立まで待たねばならなかった。1850年にフランツは、ラードヴィッツ (Joseph Maria von Radowitz : 1797-1853) を中心にプロイセン政府が推進した「連合政策 (Unionspolitik)」²¹を厳しく批判する『我々の政策』という著書を匿名で出版したが、これは6版を重ね、フランス語にも翻訳された²²。これら初期の政治

¹⁹ 視察先は、ハプスブルク君主国全域に加え、ワルシャワ、ポーゼンなどである。その過程で、フランツはポーランド語も習得した。

²⁰ *Polen, Preussen und Deutschland. Ein Beitrag zur Reorganisation Europas*, anonym, Halberstadt, R. Frantz, 1848 (Neudruck : hg. von H. E. Onnau, mit einer Denkschrift des Verfassers zur Polenfrage aus dem Jahre 1848, mit einer Einführung von U. Sautter, Siegburg, Respublica Verlag F. Schmitt, 1969). 二つの報告書も公刊されている。“Über die geistige Pflege der polnischen Nationalität vom deutsch-preussischen Standpunkte,” Eine Denkschrift an den preußischen Kultusminister Eichhorn von 1846, in : C. Frantz, *Preußische Blätter*, hg. von Hans Elmar Onnau, Neudruck der Ausgabe Berlin 1848 mit einer Denkschrift des Verfassers zur preußischen Polenpolitik aus dem Jahre 1846, Nachwort von Udo Sautter, Siegburg, Respublica-Verlag F. Schmitt, 1994, S. 81-103 ; “Betrachtungen über den Polonismus im Großherzogtum Posen und die damit zusammenhängenden politischen Verhältnisse,” Denkschrift am 10. Februar 1848 Friedrich Eichhorn überreicht, in : C. Frantz, *Polen, Preussen und Deutschland*, 1969, S. 51-101. なお、後者の報告書をアイヒホルンは高く評価し、フリードリヒ＝ヴィルヘルム4世に提出している。vgl. Quadflieg, a. a. O., S. 341f.

²¹ 成瀬治他編『世界歴史体系ドイツ史2』山川出版社、1996年、339-340頁を参照。

²² *Unsere Politik*, anonym, 2. verb. Aufl., Berlin, F. Schnerider & Co, 1850 (4.-6.

的著作の成功によって、ビスマルク（Otto Fürst von Bismarck Schönhausen : 1815-1898）や、ベルリン駐在の外交官たち²³、さらにはオーストリア首相シュヴァルツェンベルク（Felix Fürst zu Schwarzenberg : 1800-1852）やメッテルニヒ（Clemens Wenzel Lothar Fürst von Metternich : 1773-1859）らとも知遇を得た²⁴。

1852年にフランツはプロイセン外務省の枢密派遣事務官（Geheimer expedierender Sekretär）に任命されるが、同年に出版した著作²⁵でカマリラを批判したため、スペイン・ポルトガル総領事職に左遷されてしまう。さらに、ベルリンに帰還した後に出版した著作も物議を醸す²⁶。普英同盟を提唱し、3版

Aufl., 1851). 仏語版は2種類存在する。 *Notre Politique*, anonym, übers. von Kazimirsky, Paris, A Guynot et Scribe, 1850 ; *Politique de la Prusse*, anonym, Paris, E. Dentu, 1850.

²³ 例えば、オーストリア公使プロケッシュ＝オステン（Anton von Prokesch-Osten）や、ロシア公使マイエンドルフ（Peter Freiherr von Meyendorff : 1796-1863）ら。前者はシュヴァルツェンベルクを、後者はメッテルニヒをフランツに紹介した。

²⁴ マントイフェル内閣成立後、フランツは、共産主義の調査という名目で、1851-52年にスイスとフランスへ派遣され、滞仏中にルイ＝ナポレオンのクーデターを目撃する。帰国後フランツは、ルイ＝ナポレオン擁護の著作を出版した。 vgl. *Louis Napoleon*, von dem Verfasser Unserer Politik, anonym, Berlin, F. Schneider & Co, 1852 (Neudruck : Konstantin Frantz, *Masse oder Volk. Louis Napoleon*, hg. und mit einer Einleitung versehen von Franz Kemper, Potsdam, A. Protte, 1933 ; auch : Darmstadt, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1960 ; auch : *Louis Napoleon. Masse oder Volk*, hg. und mit Materialien versehen von Günter Maschke, Wien / Leipzig, Karolinger, 1990. この間のフランツについては以下を参照。 Udo Sautter und Hans Elmar Onnau (hg.), “Constantin Frantz zur Lage in der Schweiz. Eine Denkschrift an den preussischen Ministerpräsidenten Otto von Manteuffel vom Jahre 1851,” *Schweizerische Zeitschrift für Geschichte*, Bd. 28, 1978, S. 482-511 ; Udo Sautter, “Constantin Frantz und die Zweite Republik. Eine Denkschrift aus dem Jahre 1851,” *Historische Zeitschrift*, Bd. 210, 1970, S. 560-582.

²⁵ *Die Staatskrankheit*, Berlin, F. Schneider & Co, 1852.

²⁶ *Quid faciamus nos?*, anonym, Berlin, F. Schneider, 1858 (3. Aufl., mit einem Nachwort über die Neutralitätspolitik).

を重ねたこの書に対して、ロシア外相ゴルチャコフ (Aleksander Michajlovitsch Gorčakov : 1798-1883) がプロイセン首相に不快感を表明したのである。この事件により、フランツは事実上、公職から退くことになる²⁷。

結局フランツは1858年から文筆家として生きていく²⁸。そして、大著『ヨーロッパの勢力均衡に関する研究』(1859年)²⁹をはじめとして、精力的な著述活動に励んでいる。一方、ドイツ政治はビスマルクのプロイセンが主導するドイツ統一へと突き進む。フランツはこの波に一貫して抗おうとする³⁰。例えば、ドイツ同盟の改革を試みた1863年のフランクフルト諸侯会議を機に、再び外交官サークルに接触し、大ドイツ志向の政論家ユーリウス・フレーベル (Julius Fröbel : 1805-1893) らとも協働する³¹。また、いわゆる政治的カトリシズムの

²⁷ それでもビスマルクとの関係は続いた。二人を結び付けていたものは、外務省に対する不満であった。1862年に首相となったビスマルクは、フランツに公職を提供しようとしている (vgl. Frantz, *Briefe*, S. 91 u. 150)。しかしこの関係は、1866年の普墺戦争によって完全に破綻する。

²⁸ 出版関係の収入の他に、ドイツ諸侯から金銭的援助を受けている。vgl. Becker, a. a. O., S. 191f.

²⁹ *Untersuchungen über das Europäische Gleichgewicht*, anonym, Berlin, F. Schneider, 1859 (Neudruck : Osnabrück, Biblio Verlag, 1968) .

³⁰ cf. Jacques Droz, "L'idée fédéraliste en Allemagne autour de 1860," *Revue d'histoire diplomatique*, tom. 75, 1961, pp. 205-214.

³¹ フレーベルは、チューリヒで鉱物学の教授を勤めていたが、1842年に退職しドレスデンへ移住、そして三月革命の際に共和派・民主派のジャーナリストとして活動した。フランクフルトで彼は左派に属し、後の反動政府下で死刑判決を受けた。しかし、彼の著作『ウィーン、ドイツ、ヨーロッパ』がオーストリア君主制の維持を説いていたため、恩赦を受ける。その後、1849年から1857年まで渡米する。帰欧後、彼は最初にオーストリア政府、次にヴェルテンベルク政府に仕える。彼の著作は、オーストリア主導でのドイツ同盟の改革を主張するものであり、当時相当影響力を持っていた。しかし彼は一転、普墺戦争の帰結を支持することになる。1867年からフレーベルはミュンヘンで『南ドイツ・プレス』を指導し、そこで小ドイツ的な国民国家を支持する論陣を張ることになる (73年に退職)。彼が辿った紆余曲折の人生は、1840年以降のドイツ政治の矛盾を反映しているといえる。フレーベルについては、邦語でも末川清氏による一連の研究がある。末川清「ユーリウス・フレーベルのドイツ連邦改革構想」『奈良法学会雑誌』第12巻3・4号、2000年、25-65頁；同「ユーリウス・

陣営とも接触を持った³²。さらに1867年には、ロンドンの新聞『ザ・クロニクル』に、普墺戦争を批判し、欧州連邦の建設を説く記事を連載している³³。1873年には、新帝国とプロイセンを厭い、帝都ベルリンから、ザクセン邦ドレスデン近郊に移住する³⁴。その後もフランツは、自己の連邦主義論の集大成である

フレーベルと『ドイツ問題』『立命館文学』第534号、1994年、201-222頁；同「革命後のユーリウス・フレーベル—ある Forty-Eighter の足跡」『立命館史学』第10巻、1989年、1-22頁；同「1840年代ドイツの急進民主主義の思想像—J・フレーベルを中心に—」西川長夫・松宮秀治・末川清編『ロマン主義の比較研究』有斐閣、1989年、290-324頁。

³² 例えば、『カトリック・ドイツのための歴史政治雑誌 (*Historisch-politische Blätter für das katholische Deutschland*)』の編集者であり、連邦主義的大ドイツ志向のジャーナリストであるイエルク (Joseph Edmund Jörg : 1819-1901) や、ヴィントホルスト (Ludwig Windthorst : 1812-1891)、マリンクロット (Hermann von Mallinckrodt : 1821-1874) ら後の中央党の創設者たちと接触を持っていた。なお、フランツはプロテスタントであるが、彼の思想はむしろカトリックに人気があった。フランツ自身、カトリックが自分の著作の「主たる読者層」であり、「彼らなしでは私の政治的著作の出版は立ち行かなくなるだろう」と認めている。vgl. Frantz, *Briefe*, S. 101 u. 119 (an Richard Wagner, 24. 7. 1879). とはいえ、フランツは、政治的カトリシズムに対して“Zentrum”ではなく、否定的な含意を持つ“Ultramontanismus”という語を用いている。vgl. Becker, a. a. O., S. 193.

³³ Grzegorz Kucharczyk, “Pruski głos sprzeciwu wobec wojny 1866 r. w prasie angielskiej,” *Przegląd historyczny*, tom. 88, 1997, S. 427-439. (「イギリスの新聞における1866年戦争に対するプロイセン人の抗議の声」)

³⁴ vgl. Karl Buchheim, “Constantin Frantz als Wahl-Sachse,” *Historisches Jahrbuch der Görresgesellschaft*, 94. Jg., 1974, S. 243-246. この頃からフランツは、クールヘッセンの反体制主義者たちと接近し、牧師ホプフ (Wilhelm Hopf) が編集する雑誌『ヘッセン広報 (*Hessische Blätter*)』に協力し始める。彼らは、プロイセンによるクールヘッセンの併合に反対する者たちであった。また、ザクセンの反プロイセンのジャーナリストで雑誌『討論 (*Debatte*)』の発起人、ペーターマン (Theodor Petermann) とも親交を結んでいる。こうした者たちと共にフランツは「連邦党 (föderative Partei)」創設のイニシアティヴをとることになる。フランツの呼びかけにより、この党の集会 (フェデラリスト会議) が、第一回は1875年11月14-15日にプラハで、第二回は1876年10月30-31日にアイゼナハで行われた。しかし、これらの成果は乏しいものであった。集会に参加し

『連邦主義』(1879年)³⁵や、長年傾倒してきたシェリング哲学を扱った『シェリングの積極哲学』(1879-80年)³⁶、そして、彼の連邦主義を世界政治の枠組みの中で論じた『世界政策』(1882-83年)³⁷などの重厚な著作を次々に出版する。しかし、後期の大作は、新帝国ではあまり大きな反響を呼ばなかった。ドイツ帝国成立後にフランツを讃える者は、ブルクハルト(Jakob Burckhardt : 1818-1897) や³⁸、新帝国内で周辺に追いやられた少数者たちにとどまった。隠遁生活の中、フランツは1891年5月に息を引き取るのである³⁹。

た、クールヘッセンのグループと、チェコ人のフェデラリストたち、そしてハノーファーのヴェルフェン派のフェデラリストたちとの意見の相違は架橋し難いものだったのである。フランツ自身も、ホプフとの関係が上手くいかず、結局『ヘッセン広報』への協力をやめてしまう。

³⁵ *Der Föderalismus, als das leitende Princip für die sociale, staatliche und internationale Organisation, unter besonderer Bezugnahme auf Deutschland, kritisch nachgewiesen und konstruktiv dargestellt*, Mainz, F. Kirchheim, 1879 (Neudruck : Aalen, Scientia Verlag, 1962).

³⁶ *Schelling's positive Philosophie, nach ihrem Inhalt, wie nach ihrer Bedeutung für den allgemeinen Umschwung der bis jetzt noch herrschenden Denkweise, für gebildete Leser dargestellt*, 3 Bde., Cöthen, P. Schettler, 1879-80 (Neudruck : Aalen, Scientia Verlag, 1968).

³⁷ *Die Weltpolitik unter besonderer Bezugnahme auf Deutschland*, 3 Bde., Chemnitz, E. Schmeitzner, 1882-83 (Neudruck : Osnabrück, Biblio-Verlag, 1966).

³⁸ Jacob Burckhardt, *Briefe. Vollständige und kritische Ausgabe. Mit Benützung des handschriftlichen Nachlasses*, bearbeitet von Max Burckhardt, Bd. 5, Basel / Stuttgart, Schwabe & CO. Verlag, 1963, S. 152-155, Nr. 583 (an Friedrich von Preen, Basel, 17. 3. 1872), bes. S. 152.

³⁹ なおフランツは、リヒャルト・ヴァグナー (Richard Wagner : 1813-1883) の友人であった。二人は1865年に文通を開始し、1866年の夏にフランツがヴァグナーを訪問している。但しヴァグナーは当初ビスマルクの賛美者であり、両者の関係はドイツ統一前後には疎遠になった。しかし、ヴァグナーもビスマルクの新帝国とは一線を画すようになり、1878年に関係は再開される。ヴァグナーとフランツは、立憲主義、ユダヤ人、プロイセンの軍国主義に対する反感を共有していた。フランツは、1878年以降、ヴァグナー・サークルの『パイロイト雑誌 (*Bayreuther Blätter*)』を主要な意見発表の場とするようになる。ヴァグナーとフランツは様々な点で意見を異にしていたが、ヴァグナーが1883年に息を引き取るまで、その友情は続いた。そして、ヴァグナー死後もフランツはそのサー

第二節 先行研究の概観

ここでは若干図式的に先行研究の整理をしてみたい。その際、第一次大戦から第二次大戦前後における数多くの研究については、その政治色の強さゆえに（第三章参照）、本節では割愛する。また、フランツという研究対象は、多くの博士論文（Dissertation）を生み出してきた（筆者が確認しただけでも30本以上存在する）が、それらを逐一取り上げることもしない⁴⁰。本節の主たるねらいは、先行研究に対する全面的批判ではなく、先行研究の批判的検討を通して、フランツがどのような学問的関心から扱われてきたかを整理し、それによってフランツという人物の多面性を示すことにある。こうした作業は、フランツの中欧連邦構想についての内在的検討への準備として必要であると共に、第三章で扱うフランツ受容の歴史を理解するためにも必要であるだろう。以下では、まずフランツ研究に進展をもたらした代表的なモノグラフについて触れた後、フランツが取り上げられるいくつかの研究上の文脈について述べることにしたい。

最初に言及すべきは、第二次大戦後、『第三帝国』という論文集（1955年）のナチズムの思想的前史を扱った部分に収められたフランスのレンヌ大学教授ソーザンによる論文である⁴¹。これは、後期フランツの著作（『連邦主義』と『世界政策』）を丁寧に読み込んで整理し、その特徴とナチズムとの距離に迫った好論文である。しかし、ナチズムとの異同を過剰に意識していること、そして、初期フランツの著作の重要性にもかかわらず、それについて触れていないこと、などの欠点が挙げられる（後で述べるように、初期フランツの著作は、後のフランツの思想を根本的に規定しているという点で、さらに、フランツがプロイ

クルの人々、例えば『バイロイト雑誌』の編集者ヴォルツォーゲン（Hans Paul Freiherr von Wolzogen）や、ドイツにおけるゴビノー人種学の大家シェーマン（Karl Ludwig Schemann : 1852-1938）らと接触を保ち続けた。

⁴⁰ これらの研究について全体的に言えることは、その多くが、フランツの思想の一部のみを対象としているということ、さらに、過度に自己の見解をフランツの思想に投影させているということである。つまり、フランツの思想を包括的かつ批判的に取り扱った研究は、その数に比して少ないといえる。

⁴¹ Louis Sauzin, "The political thought of Constantin Frantz," in : *The Third Reich*, London, Weidenfeld and Nicolson, 1955, pp. 112-147.

セン官僚としてポーランド問題やプロイセンの政策について取り組んだものであるという点でも重要なものである)。

その後、史料状況の改善と先行研究の積み重ねを背景として、フランツを題材にした博士論文の水準も上がっていく。その中でもラウクストゥルマンとエーマーによるものが卓抜している(いずれも単著として出版されている)。

ラウクストゥルマンの研究(1978年)は、おそらくこれまでのフランツ研究の中で最も優れたものだろう⁴²。これは、フランツを「政治思想家」「政治的アウトサイダー」と性格付け、その思想の発展を時系列に三段階に分け⁴³、それぞれの時期の著作を丹念に読み込んで紹介した研究である。この研究によって、若きフランツの思想の重要性が明らかにされ、さらに、フランツ思想の全体像が見通せるようになったといえる。

また、エーマーの研究(1988年)は、フランツの連邦主義を最も詳細に分析した研究であり、フランツの連邦主義を支える多様な思想的構成要素を整理し、ブルードンなど他の連邦主義者との比較も行っている⁴⁴。

さらに、フランツについて数多くの研究を著している東独出身のマイアーは、一見平和的なフランツの連邦主義に潜むドイツの覇権主義的傾向を一貫して強調すると共に、(西)ドイツにおけるフランツの肯定的な受容に対するイデオロギー批判を行った点で、独自の貢献をしている^{45 46}。

⁴² Paulus F. H. Lauxtermann, *Constantin Frantz. Romantik und Realismus im Werk eines politischen Aussenseiters*, Groningen, Wolters-Noordhoff, 1978 (Zugl. Utrecht, Univ., Diss.).

⁴³ 三段階とは、①若きフランツ(1856・57年まで)②政治的・個人的な決断の時期(1857-1866)③後期フランツ、である。

⁴⁴ Manfred Ehmer, *Constantin Frantz. Die politische Gedankenwelt eines Klassikers des Föderalismus*, Rheinfelden, Schäuble Verlag, 1988.

⁴⁵ z. B. Helmut Meier, "Die deutsche Geschichtsschreibung über Constantin Frantz nach 1945," in: Alfred Loesdau u. Helmut Meier (Hg.), *Zur Geschichte der Historiographie nach 1945. Beiträge eines Kolloquiums zum 75. Geburtstag von Gerhard Lozek*, Berlin, Trafo, 2001, S. 75-94.

⁴⁶ なお、1997年のベッカーによる論文(Becker, a. a. O.)は、文書館状況も含めたフランツ関連史料の情報を提供すると共に、フランツ受容の特徴をまとめたものであり、以後の研究の出発点として非常に有益なものである。また、近年ポーランドの研究者クハルチックが、単著も含め多くのフランツ研究を著し

さて、以下では、フランツ思想の多面性を示すためにも、フランツがいかなる研究潮流で取り上げられてきたかを、5つの文脈に分けて整理してみたい。

① 連邦主義研究の文脈

フランツの思想の中で最も注目されたのはその連邦主義であろう。例えば、歴史家ドイアーラインの遺著は、連邦主義を本格的に歴史学的に扱った研究であり、連邦主義史の金字塔ともいえるが、その中でフランツは、ブルードン (Pierre Joseph Proudhon : 1809-1865) と共に「全般的構造原理 (allgemeines Strukturprinzip)」としての連邦主義の思想家であると分類された⁴⁷。以後ドイツの連邦主義研究の中でフランツへの言及は欠かせないものになる⁴⁸。

ているが、筆者のポーランド語能力が未熟なため、大まかに目を通すのみにとどまっている。vgl. Grzegorz Kucharczyk, *Prusy, Rosja i kwestia polska w myśli politycznej Constantina Frantza, 1817-1891*, Warszawa, Wydawn. Neriton : Instytut Historii PAN, 1999. 彼の研究のエッセンスを示したドイツ語論文として以下のものがある。ders., „Preußen, Rußland und die polnische Frage im politischen Denken von Constantin Frantz (1817-1891),” in : Markus Krzoska und Peter Tokarski (hg.), *Die Geschichte Polens und Deutschlands im 19. und 20. Jahrhundert. Ausgewählte Beiträge*, Osnabrück, Fibre Verlag, 1998, S. 36-49.

⁴⁷ Ernst Deuerlein, *Föderalismus. Die historischen und philosophischen Grundlagen des föderativen Prinzips*, München, Paul List, 1972, S. 106-110 und passim. なお、ドイアーラインに限らず、フランツの連邦主義は、ブルードンやヴィンケルブレヒ (Karl Georg Winkelblech (Karl Marlo) : 1810-1865) の「社会的連邦主義」と同系統のものと分類されることが多い (後掲の Görner による論文参照)。そうした研究の先駆的なものとして以下の論文を参照。Arno Carl Coutinho, “The Federalism of Karl Marlo and Konstantin Frantz,” *Political Science Quarterly*, vol. 53, no. 3, 1938, pp. 400-422. また、マンハイムもフランツとブルードンを併置している。カール・マンハイム『自由・権力・民主的計画』池田秀男訳、未来社、1971年 (原著は1951年 [遺稿])、第5章、注12。

⁴⁸ z. B. Michael Dreyer, *Föderalismus als ordnungspolitisches und normatives Prinzip. Das föderative Denken der Deutschen im 19. Jahrhundert*, Frankfurt a. M., P. Lang, 1987, S. 412ff. ゲマインデレベルのフランツの連邦主義については Helmut Kalkbrenner, “Die föderative Konzeption der Gemeinde bei Constantin Frantz,” in : Fried Esterbauer, Helmut Kalkbrenner, Markus Mattmüller und Lutz Roemheld (hg.), *Von der freien Gemeinde zum föderalistischen Europa. Festschrift für Adolf Gasser zum 80. Geburtstag*, Berlin, Duncker & Humblot, 1983, S.

② 「中欧」概念史研究の文脈

またフランツは、「中欧」概念の唱道者の系譜に位置づけられる⁴⁹。そして、1980年代における「中欧」の復興は、必然的にフランツに関する論文も増やすことになった。「中欧」ブームを背景に、1996年にドイツ政治における「中欧」概念の通史を著したブレヒテフェルトは、「ビスマルクの敵対者」としてフランツをクローズ・アップし、「現代の国民国家批判に類似した」議論を展開したとして、フランツを積極的に評価している⁵⁰。ともあれ、こうした潮流からシュヌーアやヴァイツマンらによる優れた研究論文が現れることになり⁵¹、フランツ研究は進展を見せたといえる。

③ 「ヨーロッパ」思想研究の文脈

「中欧」に関連して、「ヨーロッパ」とは何かについて考える際にもフランツの思想は検討対象とされてきた。第二次大戦後、まさにヨーロッパとドイツが東西に分断されようとしていた時、バルト・ドイツ人のラオホはヨーロッパの統一性と境界線を考えるためにフランツの思想に遡った⁵²。冷戦下において19世紀におけるヨーロッパ像・アメリカ像・ロシア像を研究したバラクラフも

121-158. また、近年の欧州統合の文脈でフランツの連邦主義を取り上げたものとして Rüdiger Görner, "Constantin Frantz and the German federalist tradition," in : Andrea Bosco (ed.), *The Federal Idea. Vol. 1. The History of Federalism from Enlightenment to 1945*, London / New York, Lothian Foundation Press, 1991, pp. 77-90.

⁴⁹ 但し、「中欧」概念に関する先駆的研究であり、今なおこのテーマの基本文献であるマイヤーの著作は、『『大ドイツ』運動の失墜』という節でフランツを扱っているものの、ナウマンやリスト、ブルックらに比して、それほど積極的な意義を与えていない。Meyer, op. cit., pp. 26-29. 他方、「中欧」概念研究のもう一つの古典であるドローズの著作は、「ビスマルクの『小ドイツ』に対する敵対者」としてフランツを扱っている。Droz, *L'Europe centrale*, pp. 115-123.

⁵⁰ Brechtefeld, op. cit., pp. 28-31.

⁵¹ Roman Schnur, "Mitteleuropa in preußischer Sicht. Constantin Frantz," *Der Staat*, Bd. 25, 1986, S. 545-573 ; Walter R. Weitzmann, "Constantin Frantz, Germany and Central Europe. An Ambiguous Legacy," in : Stirk (ed.), *Mitteleuropa*, pp. 36-60.

⁵² Georg von Rauch, "Einheit und Grenzen Europas bei Constantin Frantz und Henri Martin," *Europa-Archiv*, Jg. 4, 1949, S. 2656-2674.

フランツの思想に着目した⁵³。また、18・19世紀のドイツ精神史におけるヨーロッパ像とヨーロッパ思想についての古典的研究を著したゴルヴィツァーもフランツに注目している⁵⁴。そして、東西ヨーロッパの分断が解消し、旧東欧が欧州統合の列に加わる中、フランツのヨーロッパ思想も再発見されていくことになった⁵⁵。

④ 第二帝政成立史研究の文脈

さらにフランツは、ビスマルクによる小ドイツ的・プロイセン中心主義的ドイツ統一の反対者として、つまり第二帝政ドイツに対するオルタナティヴを提示した人物として研究者に注目された。ビスマルクとフランツを対置する言説は早くから存在していたが、そのような視点は、敗戦によって第二帝政以降のドイツ史全体が問い直されることになった第二次大戦以降に一層広まった。例えば、T・シーダーは、特筆すべき「三人のビスマルク批判者」として、ニーチェ、ヴェーバーと共に、フランツの名を挙げている⁵⁶。そして、戦後ドイツ史学における主要な争点の一つであるビスマルクの評価をめぐって起きた論争（いわゆる「ビスマルク論争」）においても、フランツの名前はしばしば顔を出すことになる（第三章参照）。ともあれ、ビスマルクとは異なるドイツ史のコースを提示した思想家として、フランツの名前は定着するようになった⁵⁷。

⁵³ Geoffrey Barraclough, “Europa, Amerika und Rußland in Vorstellung und Denken des 19. Jahrhunderts,” *Historische Zeitschrift*, Bd. 203, 1966, S. 280-315.

⁵⁴ Heinz Gollwitzer, *Europabild und Europagedanke. Beiträge zur deutschen Geistesgeschichte des 18. und 19. Jahrhunderts*, 2. neubearbeitete Aufl., München, C. H. Beck, 1964 (zuerst 1951), S. 297-302. 以下も参照。ハインツ・ゴルヴィツァー『黄禍論とは何か』瀬野文教訳、草思社、1999年（原著は1962年）。

⁵⁵ z. B. Jean Nurdin, *Le Rêve Européen des Penseurs Allemands (1700-1950)*, Paris, Presses Universitaires du Septentrion, 2003, pp. 104-111 ; Gehler, a. a. O., S. 31-33 ; Hans Hattenhauer, “Constantin Frantz (AD 1817-1891) und Europa,” in : Franz Dorn u. Jan Schröder (hg.), *Festschrift für Gerd Kleinheyer zum 70. Geburtstag*, Heidelberg, C. F. Müller, 2001, S. 215-225.

⁵⁶ Theodor Schieder, “Bismarck –gestern und heute,” in : Lothar Gall (hg.), *Das Bismarck-Problem in der Geschichtsschreibung nach 1945*, Köln / Berlin, Kiepenheuer & Witsch, 1971, S. 342-374 (zuerst *Aus Politik und Zeitgeschichte. Beilage zur Wochenzeitung Das Parlament*, 13 / 65, 31. 3. 1965), bes. S. 350f.

⁵⁷ もちろん、ビスマルクの政治がそのまま1945年の破滅に導くものなのか、

⑤ 反ユダヤ主義研究の文脈

こうした研究状況の中で、フランツの強烈な反ユダヤ主義が取り上げられることは少なかったといえる。初期のフランツ研究で反ユダヤ主義に焦点を絞ったものは殆どないし、反ユダヤ主義と、連邦主義など彼の他の思想との関連を扱った研究も存在しなかった。また、フランツの普遍主義的連邦主義に共感する者たちは、フランツの反ユダヤ主義について言及した場合でも、それを「逸脱 (Entgleisungen)」⁵⁸として片付けてしまうことが多かった。

他方、フランツ研究と交錯することなしに、反ユダヤ主義研究の中でフランツはしばしば触れられた。こうした研究は、フランツに対する理解を欠き、反ユダヤ主義が連邦主義やヨーロッパ理念などと関連付けられることなく言及されるにとどまった⁵⁹。

フランツ研究で初めて反ユダヤ主義を中心に据えたのはフィリップソンの論文である⁶⁰。そして、ドライアーによる「コンスタンティン・フランツにおけるユダヤ人憎悪と反ユダヤ主義」という論文が、フランツのユダヤ人観の変遷をテキストに沿って詳細に検討している⁶¹。但し、連邦主義の専門家であるドライアーも、フランツの反ユダヤ主義と連邦主義との関連を深く思想的に捉えるまでには至らなかった。むしろこの点に関しては、フランツの反ユダヤ主義が

そして、フランツの構想がどこまで実現可能性を持っていたのかということは、今もって未決の争点である。

⁵⁸ Ilse Hartmann, "Einleitung," in: Constantin Frantz, *Der Föderalismus als universale Idee. Beiträge zum politischen Denken der Bismarckzeit*, eingeleitet und hg. von Ilse Hartmann, Berlin, O. Arnold, 1948, S. 74ff.

⁵⁹ 代表的なものとして以下の古典的研究が挙げられる。Paul W. Massing, *Rehearsal for Destruction. A Study of Political Antisemitism in imperial Germany*, New York, Harper, 1949; ドイツ語版: *Vorgeschichte des politischen Antisemitismus*, übers. von Felix J. Weil, Frankfurt a. M., Europäische Verlagsanstalt, 1959. この研究はフランツを「カトリック」と説明するなど、フランツに関する基本的理解を欠いている。ドイツ語版 S. 17, 232, 234 を参照。

⁶⁰ Johanna Philippson, "Constantin Frantz," in: Publications of the Leo Baeck Institute of Jews from Germany, *Year Book*, vol. 13, London / Jerusalem / New York, 1968, pp. 102-119.

⁶¹ Michael Dreyer, "Judenhaß und Antisemitismus bei Constantin Frantz," *Historisches Jahrbuch der Görresgesellschaft*, 111. Jg., 1991, S. 155-172.

ナショナリズムをキリスト教的普遍主義によって批判した帰結として嵌った陥穽であることを別掲した村上淳一の論文が際立っている⁶²。

なお、日本のドイツ史研究においては、フランツ（及びフランツ的な思想潮流）は殆ど無視されてきたといってよい。フランツに言及している文献は散見されるものの⁶³、その思想にまで踏み込んだものは、管見の限り前出の村上淳一氏による論文だけである。

本稿は、こうした日本の研究状況を改善すると共に、（他の多くの研究と異なり）ドイツ問題に対する実践的回答として、特に初期フランツの思想を重視する。さらに本稿は、本節で示した先行研究の諸潮流をふまえながら、フランツ受容の歴史を20世紀ドイツの政治的・歴史的文脈から辿ることで、中欧連邦構想が現在に至るまでのドイツに対して持った意味についても示唆することを企図している。

第二章 フランツの中欧連邦構想：初期の著作を中心に

本章では、フランツの中欧連邦構想を特に初期のものに絞って検討する。初期フランツの構想は、彼がプロイセン官僚としてポーランド問題やプロイセン政治に正面から取り組む中から引き出されたものであり、様々な国・地方を視察した経験から導き出された構想である。従って、それは決して机上の空論ではない。さらに、初期フランツの構想は、ドイツ問題が先鋭化しつつも、まだその解決の糸口が見えない時代に提示されたものであるという点で、後期の（とりわけ第二帝政成立以降の）著作よりも興味深いものであるといえる⁶⁴。

⁶² 村上淳一「ナショナリズムとフェデラリズム—ドイツ人の近代—」『ドイツ現代法の基層』東京大学出版会、1990年、131-211頁（初出は『国家学会雑誌』第100巻5・6号、1987年、112-178頁）。但し、村上氏の論文は依拠したフランツの文献が少なく、また、時系列的な要因を重視していない。

⁶³ 「ライヒ」の理念を対象に、フランツに触れている文献として、石田勇治「帝国の幻影—神聖ローマ帝国からナチズムへ」山内昌之・増田一夫・村田雄二郎編『帝国とは何か』岩波書店、1994年、181-201頁（のち石田勇治『20世紀ドイツ史』（シリーズ・ドイツ現代史I）白水社、2005年、111-124頁）。

⁶⁴ 本稿では、「初期フランツ」の思想として1848年革命前後の著作を扱うが、この時期の著作で展開された連邦構想が、様々な国際環境の変動によって修正

主に扱うテキストは、『ポーランド、プロイセン、ドイツ：ヨーロッパ再編について』（1848年）⁶⁵、『我々の政策』（1950年）⁶⁶、そして、最初のまとまった連邦主義論である『ドイツの連邦について』（1851年）⁶⁷である。以下では、これらの著作をもとに、初期フランツの中欧連邦構想を再構成する。

第一節 フランツとドイツ統一問題：多様性の擁護と連邦主義

フランツは、「ドイツ統一」（die deutsche Einheit）を、「近づくことはできるが、達成できない」「円積問題」のようなものと表現する [UP : 69]。そもそもドイツは「中央集権国家」や「国民国家 (Nationalstaat)」にはなりえない。これは、東方におけるドイツ人とスラヴ諸民族の混住を一瞥しただけでも明白である。[VdF : 48f. ; PPD : 45f.]

それでも「ドイツ統一」を求めるならば、それは中央ヨーロッパの多様性・ドイツ諸国の多数性から出発しなければならないとされる。そもそも「多数性 (Vielheit)」に価値を見出すのがフランツの思考様式であり、多様な「部族の生 (Stammleben)」を許容しない「ネーション」は硬直すると彼は述べる。それ故、「あらゆる統一的・中央集権的な理念 (alle unitarischen und centralistischen Ideen)」が退けられ、中小国の存在意義が力説される。そして、多数性・多様性を前提とするならば、ドイツの「政治的統一」は、「連邦主義」によつ

を迫られながらも、基本的に以後のフランツの構想を規定したといっても過言ではない (vgl. Lauxtermann, a. a. O., S. 30)。さらに、第二帝政成立以降のフランツの著作は、連邦主義哲学の深化にみられるように、それ自体検討に値する対象ではあるが、ドイツ問題の解決策の一つとしての中欧連邦構想を検討するという本稿の課題からは、初期の構想を扱う方が適切であると考えた。

⁶⁵ 前掲 *Polen, Preussen und Deutschland*. 以下 PPD と略し、本文中に該当ページ数を記す。引用文中の傍点はフランツによる強調 (ゲシュペルト) である。原語を引用する際はゲシュペルトの部分に下線を引いた。以下の文献についても同様である。

⁶⁶ 前掲 *Unsere Politik*. 以下 UP と略。引用は第2版から。

⁶⁷ *Von der deutschen Föderation*, anonym, Berlin, F. Schneider & Co, 1851 (Neudruck : mit einer Denkschrift des Verfassers "Politische Aussichten" vom Anfang der 1850er Jahre, hg. von H. E. Onnau, Siegburg, Respublica-Verlag F. Schmitt, 1980). 以下 VdF と略。

てのみ達成されるとフランツは主張する。[VdF : 51-57 ; UP : 70]

第二節 将来の中欧連邦政体：その構成と機構

フランツの構想は、プロイセンとポーランドを中心とした「バルト連邦国家」、オーストリア中心の「ドナウ連邦国家」、それ以外のドイツ諸国から成る連邦国家、これら三つの連邦国家から構成される、三元主義的連邦である。こうして「ドネヴァー海峡からフィンランド湾まで、ジュネーブ湖から黒海にまで及ぶ広大な領域」が統合される [PPD : 45]。以下では、この連邦政体の構成と、機構及び権限について概観する。

① プロイセン＝「バルト連邦国家」

フランツは、中世以来のプロイセンとスラヴとの「本質的で永続的な関係」を強調する。そもそもプロイセンの「中核」が「ゲルマン化されたスラヴの地」であること、そして現在も「約二百万人のスラヴ人」がプロイセンに住んでいることなどを挙げながら、プロイセンは「純粋なドイツ国家」ではないと指摘する。そこから、「ドイツ人とスラヴ人の仲介 (Vermittlung)」、特に「ポーランド人との仲介」が、プロイセンの「召命 (Beruf)」であるとされる。そして、それを実現する手段が「バルト連邦国家 (Der baltische Föderativstaat)」の形成なのである。[VdF : 6-16 ; PPD : 32-34]

まず、ポーランドとプロイセンの「連合 (Union)」が提案される。両者は、軍事的・経済的な利害を共有し、文化的にも相互に補完しあっている。従ってフランツは、ポーランドが独自の「制度 (Verfassung)」を維持することは認めつつも、国民国家の形成可能性は否定し、普波の「有機的結合」を要求する⁶⁸。そして、この両者の「連合」を礎に、「バルト連邦国家」が構想される。それには、リトアニア・クールラント・リーフランドも含まれる。[PPD : 3-9,

⁶⁸ このようにフランツが普波の「連合」を唱えた背景には、彼のポーランド認識が影響している。フランツは、16世紀後半以降のポーランドにおける「腐敗」と「利己心」の蔓延、それ故の「アナーキー」と「分裂」を指摘する。そして、ポーランド・ネイションは「自己を統治する能力を持たない」と判断され、「秩序と教養」を備えたプロイセンによって、「教育されなければならない」というのである。[PPD : 17-27]

14-16]

② オーストリア＝「ドナウ連邦国家」

フランツは、オーストリアを「バルト連邦国家」の「先行者」とみなしている。確かに、「ナショナリティ原理」の勃興にオーストリアは悩んでいる。しかし、「全てのナショナリティに権利を付与し、全ての構成要素に固有の制度を認める」という「召命」をオーストリアが認識すれば、「この試練を乗り越え」、「ドナウ諸民族の連邦国家 (Föderativstaat der Donauvölker)」を形成することができる」と主張される⁶⁹。[VdF : 16-20 ; PPD : 34-37]

③ 他のドイツ諸国から成る連邦国家

さらにフランツの構想では、普墺以外のドイツ諸国が一つの連邦国家を形成する。これは、バイエルンのように「一つの部族の特性 (Besonderheit eines Volksstammes)」を代表する「中級国 (Mittelstaaten)」や、「市民層 (Bürgerschaft)」を代表する「帝国都市」、「侯国」などの「小国 (Kleinstaaten)」から成り、まさにドイツの多様性の担い手と位置づけられる。[VdF : 20-24]

フランツが思い描く中欧連邦政体は、以上の三つの連邦国家から成る。これは、連邦国家が「鼎立 (Dreitheilung)」する「複雑な組織体 (Organismus)」である。[PPD : 37-40]

フランツは、様々な形で将来の連邦の機構論を展開しており、著作によって具体案も異なる。ここでは『ドイツの連邦について』で展開されたドイツ同盟改革案をみてみよう。

もともとフランツは、「主権国家の多数性」を「連邦的な形式」によって調停する試みとして、ドイツ同盟に一定の評価を与えている。そこで彼は、将来の中欧連邦へ向けた、「同盟制度 (Bundesverfassung) の改善」を目指す。具体的には、「理事会」・「評議会」・「議会」という三つの機構の組み合わせによって、ドイツ同盟のイモビリズムを打破しようとするのである。[VdF : 24-36, 60-65]

周知のように、ドイツ同盟には、諸国の代表使節の合議体であり、執行権力を持たない「同盟会議 (Bundesversammlung)」しか存在しなかった。そこでフランツは、第一に、執行権力を備えた「同盟理事会 (Bundesvorstand)」と

⁶⁹ それ故フランツは、メッテルニヒの「警察統治」に批判的であった。[PPD : 37]

いう機関の必要性を説く。理事会は、普墺と他のドイツ諸国の代表の三者から構成される⁷⁰。他方で、従来の「同盟会議」は「同盟評議会 (Bundesrath)」と改称される。[VdF : 65-71]

第三に、「同盟議会 (Bundestag)」の必要性も主張される。これは、「個々の身分 (Partikularstände) の代表団」から構成され⁷¹、同盟と個別邦国との衝突を回避するために、同盟決議の承認権と共に、「請願と異議の権利 (Recht der Petition und Beschwerde)」を備える。さらに同盟議会は、「個別主義 (Partikularismus)」の衝突の「調停手段」であり、「ネイション全体の利益を表現する」手段でもある。[VdF : 71-76]

なお、同盟が管轄すべき事項として、フランツは以下のものを挙げる。第一に、同盟の外交・軍事事項、第二に、交易に関する設備や法の統一への配慮、第三に、同盟の構成員間の紛争の調停、第四に、高等教育施設やアカデミーの統一。他方で、構成国は「自己の固有の国制・行政・立法権を保持する」とされる。[PPD : 41-43]

第三節 中欧関税同盟の提唱

加えてフランツは、既存のドイツ関税同盟 (Zollverein) とオーストリアとの「全ドイツ的な関税統一 (allgemeine deutsche Zollvereinigung)」を要求する。もちろん関税統一の前に克服すべき問題が山積していることを彼は認める。そこで、まずは「様々な交易事項の共通規制によって道を拓くのもよい」と彼は提案している。[VdF : 77-86, 92f.]

さらに、この「独墺通商同盟 (ein deutsch = österreichischer Handelsbund)」が「広大な中欧連邦政体の中核 (Kern eines großen mitteleuropäischen Bundeskörpers)」を形成することが望まれている。フランツは、さしあたり北

⁷⁰ フランツの想定では、普墺の代表は両王家の皇太子が務め、他のドイツ諸国の代表は、バイエルン、ヴェルテンベルク、バーデン、ザクセン、両ヘッセン、ハノーファー、メクレンブルクの七つの「中級国」の諸侯から選出されるとする。理事会は、1848年時点では“Directorium”と呼ばれており、三者間で「議長職 (Präsidentschaft)」を持ち回りするとされていた [PPD : 40f.]。

⁷¹ 1848年では、「全てのドイツ諸国の議会 (Landtage) の議員から構成される」となっていた。[PPD : 41]

海諸国・スイス・サルディニア・ベルギー・オランダも中欧連邦に加盟すべきだと考えた。その際、「商業の統一」を出発点に、諸国を「漸進的に融合 (allmählig verschmelzen)」させ、その後、連邦主義によって「政治統一」を達成する、というのが彼のシナリオであった。[VdF : 92-94 ; PPD : 45-47]

第四節 連邦主義の歴史哲学・政治哲学

以上のような構想を支えているのは、フランツ独自の歴史認識・政治哲学である。

フランツによると、様々な状況が「閉鎖的な中央集権国家機構」の基盤を掘り崩している。第一に重要なのが、「近年の物質的な発展」である。「鉄道」や「電信」により、「国境を越える交通・通信が溢れかえり、利害の融合 (Fusion der Interessen) がもたらされた」。第二に、人々の意識も変化した。「コスモポリタンの感覚」が「祖国の境界を越えて」発展し、「愛国的な (patriotisch) 感覚」を弱めている。第三に、「社会的な (sozial)」問題の登場により、中央集権国家は「人民の福祉 (Wohlfahrt des Volkes)」にも資さないことが明らかとなった。ここでフランツがいう「社会問題」とは、社会的貧困 (Pauperismus) 問題のことである。そしてフランツは、「地域組織 (Lokalorganisation)」の方が社会問題に柔軟に対応できると指摘し、「分権 (Decentralisation)」を要請する。第四に、「国民国家」建設を目指す運動が「焼け跡しか残さない」ことも1848年に明らかとなった。以上の点から、ナショナリズムや中央集権の時代は過ぎ去り、「社会的・連邦的な理念の時代 (Periode der sozialen und föderativen Ideen) が始まる」とフランツは主張するのである。[VdF : 87-95]

彼の認識では、今は「近代 (die neuere Zeit)」が終焉し、「現代 (die allerneueste Zeit)」が始まろうとしているときであった。「近代」は「中央集権化と平準化」の時代であり、「固有の生 (Sonderleben)」を圧殺する時代であった。また、「近代」の「国家機構」は「人間 (Menschen)」を「課税・徴兵」の対象（「臣民」）としてしか扱わない。さらに「近代」経済は、「産業の進歩」の代償に、貧窮したプロレタリアートと「社会的不幸」を産み出した。従って、「現代」に必要とされるのは、人間の「自己発見」、つまり、人間が自己を、「手段 (Mittel)」としてではなく、「自己目的 (Selbstzweck)」として承認する

ことである。そして、まさに連邦主義が、「協働 (Zusammenwirken)」を通じて、人間を「自己発見」へと導くとする。[VdF : 97-101, 111-116]

このように、フランツにとって、「社会的＝連邦的 (sozial=föderativ)」な新しい「結合 (Verbindung)」は、「近代」の病理に対する処方箋でもあった。そして彼は、中世には「社会的組織 (soziale Organisation)」が息づいていたと指摘し、「現代」の課題は「中世の封建的形式を連邦的な形式に変化させること」であると主張する。[VdF : 101-103]

こうして要請される連邦主義の特徴は、「全体 (das Ganze)」が「個々の生 (Sonderleben) の自由な集合に由来しているということ」である。また、連邦主義は「社会 (Gesellschaft) の目的に適合する限りで」構成国の「政府形態の多様性を許容する」。従って、連邦主義は「革命の道を放棄し、改革 (Reform) の道を進む」とされる。さらに連邦主義は、「全体を構成する様々な要素に、固有の権利を残しておく」。これに対して立憲主義は、「中心」が全ての権利の与奪を決定する「修正された絶対主義」であるとして批判されるのである。[VdF : 88 f., 103-109]

また、既に述べたように、「世界市民的な感覚」の発展は、中央集権国家の基盤を奪う。しかし人は、「国家市民 (Staatsbürger)」から「世界市民 (Weltbürger)」へ単純に移行するわけではない。「世界市民感覚」の発展は、他方で「ゲマインデ」や「コルポラツィオン」への愛着心を促進する。こうして、「ゲマインデ市民 (Gemeindebürger)」という概念が要求される。つまり、「社会的・連邦的な理念」は、立憲主義や自由主義の基盤であった「国家市民の理念」を掘り崩し、「一方では世界市民主義的な理念を、他方ではゲマインデ市民的でゲノッセンシャフト的な理念を促進する」のである。ここでもやはり「中世との若干の類似性」が指摘される。というのは、中世においても、「西洋世界全体である種のコスモポリタニズムが支配的であった」一方で、「ゲマインデ」や「コルポラツィオン」が「ローカルな自律性 (Localautonomie)」を保持していたからである。[VdF : 117-119]

フランツにとって、連邦主義の「現代」は、まさに新しい中世なのである。

第五節 連邦主義とドイツ

以上のように、連邦主義の先進性を指摘すると同時に、フランツはドイツに

おける連邦主義の伝統を強調する。その際、彼が最も重視するのは、神聖ローマ帝国の存在である。帝国においては「部族 (Stämme)」や「都市や騎士や聖職者のコルポラツィオン」の「固有の生」が尊重されていたとされる。そして、「上から」「権利と法を押し付ける」立憲主義は「ドイツ人には非常に異質なもの」であると主張される。[VdF : 95-97, 105f.]

こうして、連邦の「統一性 (Einheit)」の「本質」は、「中世の帝国の理念 (die Idee des mittelalterlichen Kaiserthums)」に求められる。しかし、現代においては、もはや「神性の具現化」という信仰に支えられたかつての「帝国」理念は無効である。今後は、連邦政体そのものが「統一性」を具象化し、かつて「皇帝」が占めていた地位は、「ドイツ精神 (der deutsche Geist)」が担うとされる。そして、この「ドイツ精神」は、「諸民族の協調 (Völkerconcerte)」と、「ナショナリティの社会主義 (Socialismus der Nationalitäten)」という「高次の社会主義」の実現を、「真の理想」とする。[VdF : 119-122 ; PPD : 7-10, 48]

さらに、ドイツが「ヨーロッパ連邦主義の担い手」となり、「ドイツの連邦の原理 (Prinzip der deutschen Föderation)」が「ドイツの境界を越え」、中世において「全ての西洋諸民族」に浸透していた「共属と共同体の感情 (Gefühl der Zusammengehörigkeit und Gemeinschaft)」が復活することを、フランスは期待したのである。[VdF : 95, 116f. ; PPD : 10]

第六節 フランスの連邦主義における「他者」の問題

最後に、フランスが連邦主義を唱導するにあたって重要な役割を果たした「他者」の問題を検討する。この問題に対する初期フランスの思想のキーワードは「文明」と「野蛮」である。そして初期のフランスにとって、最大の他者はロシアという存在であった。

フランスによると、当時ヨーロッパ国際政治を主導していた「五頭体制 (ペタルキー)」の一角をなすロシアは、「真のヨーロッパ」⁷²ではない。ロシアは、「アジア的」な「真の専制政治 (die eigentliche Autokratie)」に基づいた「野

⁷² フランスの「真のヨーロッパ」は、イベリア半島から黒海に至るまでの(カルパチアも含めた)山脈から流れ出る河川の全ての流域に、イギリスとスカンジナビアを加えたものとされる。[PPD : 8f.]

蛮人の国 (Barbarenreich)⁷³なのである。従って、「アジア的」で「野蛮」なロシアは、ヨーロッパから「力づくで (mit Gewalt) 排除されなければならない」と主張される。ロシアの進出をそのまま許せば、「アジアはエルベにまで達し」、ヨーロッパが「アジア化」してしまう。それを防ぐためにも、中欧連邦が要請されるのである。[PPD : 8-10, 28-31]

もちろんこうした主張の背後には、「ヨーロッパ」が「文明」の地であるという思考がある。そして、ドイツとスラヴ諸民族との連邦の論理をみると、「文明」を基準とした、スラヴ系など他の諸民族に対するフランツの優越感が示されていることに気づく。つまり、ポーランドやバルトは、プロイセンとの連邦を通じて、そして、ドナウ諸民族はオーストリアとの連邦を通じて、「西の文明と結合する」と説明されるのである。[PPD : 8f.]

なお、後期の著作においてフランツは、イギリスを含んだ欧州連邦を構想すると共に、世界政治における米露二極システムの到来を予見する⁷⁴。そこで欧州連邦は、この二国に対する対抗という意味も付与される。さらに、欧州連邦の紐帯をキリスト教的普遍主義に求めたフランツは、ユダヤ人を、選民意識を持つがゆえに、「キリスト教世界の反連邦主義的要素」と措定し、その反ユダヤ主義を強めることになる⁷⁵。

このように、フランツの連邦主義は、外においてはロシア (とアメリカ)、内においてはユダヤ人という、包摂不可能な「他者」を暗黙の前提としているのである⁷⁶。

第七節 小括

⁷³ ロシアは「真の中国 (ein wahres China)」であるといった表現もみられる。

⁷⁴ z. B. Constantin Frantz, "Großmacht und Weltmacht," *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, Bd. 44, 1888, S. 675-722.

⁷⁵ 初期のフランツも「ユダヤ人嫌い」であったが、それと連邦主義との関連性は特に言及されていない。フランツのユダヤ人観を時系列的に検討したものとして前掲 Dreyer, "Judenhaß und Antisemitismus bei Constantin Frantz" を参照。また、フランツの普遍的連邦主義と反ユダヤ主義との関連については、前掲の村上論文を参照。

⁷⁶ この点は、連邦主義による包摂の限界という重要な問題を含んでいるので、別の機会に詳細に論じたい。

ナショナリズムの勃興と当時の国際情勢を実地で見聞し、フランツは、中央ヨーロッパにおいて（中央集権的な）国民国家を建設することは不可能であると認識した。そこで彼がドイツ問題の解決策として導き出したのが、中欧連邦構想であった。それは、三つの連邦国家がさらに広域的な連邦に包摂された非常に重層的な連邦政体であり、地方自治体も含む各構成政体への権限配分が工夫され、さらに関税同盟に支えられたものであった。こうした連邦が、多様なナショナリティ・宗派を抱える中央ヨーロッパに秩序をもたらすとフランツは考えたのであった。確かに彼は、中世の「帝国」への憧憬を隠さない点で、復古的な側面を持っていた。しかし、「近代」の病弊たる「社会問題」に対する問題意識や、コミュニケーション手段の発達と、それによる人間の意識の変革を見据えていた点で、単なる復古主義者や、「帝国愛国主義者」とは明確に異なる。つまり彼は、「現代」をまさに新しい中世と捉えながら、「近代」を乗り越えようとしたのである。こうして彼は、ドイツの国民統合と中央ヨーロッパの国際統合の双方の完遂を目指したのである。

もちろん、彼の議論には多くの問題が含まれている。「文明」を基準としたロシア排除の論理や、スラヴ諸民族に対する優越感（さらには後の反ユダヤ主義）はその最たるものであろう。また、19世紀前半の文脈では、フランツが猛烈に批判したナショナリズムも、自由と解放の側面を有していたことは周知のとおりである。さらに、フランツがナショナリズムと共に、立憲主義を否定したことも、現代的な観点からは異論の余地があるだろう。

以上のようなフランツの議論が、後の時代においてどのような運命を辿ったかについては、次章で検討しよう。

第三章 20世紀のなかのコンスタンティン・フランツ

周知のように、事態はフランツの希望に全く反する形で進み、1871年にドイツの統一国家を称する「ドイツ帝国」が成立することとなった。そして、むしろこの新国家が「帝国」も「連邦主義」も領有することになる。晩年のフランツは、新ドイツ帝国を批判する書物を次々と出版するが、既に「忘れられた思想家」となっていた。

ではフランツは、現実政治上で敗れただけでなく、理念の世界でも敗れたのだろうか？ 20世紀のドイツ思想史を振り返ると、必ずしもそうではない。「ド

イツ」という枠組みが揺らぎ、新たなアイデンティティが模索される局面においては、フランツの思想が頻繁に参照されることになるのである。

最初の画期は第一次世界大戦である。当時ドイツ帝国内で隆盛を極めていた「中欧」思想の源流の一つとして、フランツの思想が注目を集めたのである⁷⁷。ドイアーラインは、この状況を「フランツ・ルネサンス」と呼んでいる⁷⁸。例えば、『中欧論』（1915年）で一世を風靡したナウマン（Friedrich Naumann : 1860-1919）が主宰していた雑誌『救済』は、「忘却されていた未来の予言者」としてフランツを取り上げている⁷⁹。他方、協商国の知識人や、マサリク（Tomáš G. Masaryk : 1850-1937）ら亡命知識人たちは、大戦中の反ドイツ的パンフレットの中で、フランツを汎ゲルマン主義の思想家の一人と位置づけた⁸⁰。

ヴァイマル期においても、ジャーナリスティックなものであれ、アカデミックなものであれ、フランツへの関心は継続したといえる。ヴァイマル期は、ヴェルサイユ体制に対する修正主義が、「帝国」や「中欧」という広域秩序構想と結合した時代であり、フランツはそうした構想の先駆者として位置づけられた。右翼陣営や「保守革命」論者たちは、広域構想に加えて、フランツのコーポラティスト的な社会観に共感を寄せている⁸¹。他方、フェルスター（Friedrich Wilhelm Foerster : 1869-1966）ら平和主義者たちは、フランツによるプロイセン＝ドイツ帝国の軍国主義批判に共感し、フランツの連邦主義理念を、ヨーロッパが目指すべき新たな平和秩序にふさわしい思想として評価した⁸²。さらに、

⁷⁷ z. B. Jacques Stern, "Mitteleuropa." *Von Leibnitz bis Naumann über List und Frantz, Planck und Lagarde*, Stuttgart / Berlin, Deutsche Verlags Anstalt, 1917.

⁷⁸ Deuerlein, a. a. O., S. 177.

⁷⁹ cf. Meyer, op. cit., p. 155.

⁸⁰ Charles Andler, *Pan-Germanism. Its Plan for German Expansion in the World*, trans. by J. S., Paris, A. Colin, 1915, p. 22 ; Tomáš G. Masaryk, *The New Europe. The Slav Standpoint*, London, 1918 (For Private Circulation), pp. 3-9. マサリクは、汎ゲルマン主義に対する興味から、フランツやラガルドと接触していたようである (cf. p. 4)。

⁸¹ vgl. Meier, a. a. O., S. 77.

⁸² フェルスターのフランツに対する高い評価は、第一次大戦中から第二次大戦後まで一貫している。e. g. Friedrich Wilhelm Foerster, *Europe and German Question*, New York, Sheed & Ward, 1940, pp. 10-15. その一方でフェルスターは、ナウマンらによる第一次大戦中の中欧構想に対しては批判的である。前掲

国法学者の間では、フランツは「真正連邦主義 (echter Föderalismus)」(カール・シュミット)の代表者とみなされるようになる⁸³。フランツの『連邦主義』の中の一節「獅子と鼠は共に連邦を形成することはできない」⁸⁴は、プロイス(Hugo Preuß: 1860-1925)やシュミット(Carl Schmitt: 1888-1985)など多くの者が引用した⁸⁵。

基本的にナチス政権掌握後も、フランツ受容はヴァイマル期の延長線上にあった。つまり、「帝国」理念・「中欧」理念の先駆者としてのフランツである。例えば、あまり知られていないことだが、後に国連事務総長・オーストリア大統領を歴任することになるヴァルトハイム(Kurt Waldheim: 1918-)が第二次世界大戦の最中に執筆した博士論文のテーマは、フランツの「ライヒ理念」だった⁸⁶。また、フランツが反ユダヤ主義者であったことは、当時の論者にとっ

の拙稿(2)、24-25頁参照。他にフランツを高く評価した平和主義者として、ヘルトマン(Karl Heldmann)がいる。vgl. Meier, a. a. O., S. 77.

⁸³ シュミットは『憲法論』でフランツを「覇権的 (hegemonisch)」な連邦主義を否定する「真正 (より正確には、均衡的) 連邦主義の思想」の代表者として扱っている。Carl Schmitt, *Verfassungslehre*, 8. Aufl., Berlin, Duncker & Humblot, 1993 (zuerst 1928), S. 390 (阿部照哉・村上義弘訳『憲法論』みすず書房、1974年、444頁)。vgl. auch ders., *Der Nomos der Erde im Völkerrecht des Jus Publicum Europaeum*, 4. Aufl., Berlin, Duncker & Humblot, 1997 (zuerst 1950), S. 161. (「コンスタンティン・フランツは、彼の連邦主義の理論の中で、純粋な均衡連邦主義のみを認めさせようとし、覇権的な体系を、均衡及び真の連邦主義と性格づけることは拒否した」)

⁸⁴ Frantz, *Föderalismus*, S. 232. 原文は“Der Löwe und die Maus können sich nicht conföderiren.”もちろんこれは、プロイセンという比類なき強大な邦国(=「獅子」)を抱えたドイツ帝国の連邦制を批判したものである。

⁸⁵ Hugo Preuß, *Der deutsche Nationalstaat*, Frankfurt a. M., Frankfurter Societäts-Druckerei, 1924, S. 41 (zit. aus Deuerlein, a. a. O., S. 134.) ; Carl Schmitt, “Die Kernfrage des Völkerbundes,” (1926) in : ders., *Frieden oder Pazifismus? Arbeiten zum Völkerrecht und zur internationalen Politik 1924-1978*, herausgegeben, mit einem Vorwort und mit Anmerkungen versehen von Günter Maschke, Berlin, Duncker & Humblot, 2005, S. 118.

⁸⁶ Kurt Waldheim, *Die Reichsidee bei Konstantin Frantz*, Wien, Diss., 1944 (未見)。経緯はロバート・E・ハーズスタイン『ワルトハイム：消えたファイル』佐藤信行・大塚寿一訳、共同通信社、1989年、142-145頁を参照。

てフランスを扱いやすい対象にしたと思われる。但しこのことは、フランスがナチス「公認」の思想家であったことを意味しない。例えば、ナチスの古参イデオログであるローゼンベルク (Alfred Rosenberg : 1893-1946) は、主著『20世紀の神話』の中で、フランスの思想を「無人種的 (rasselos)」でドイツの「国民文化 (Nationalkultur)」を放棄した「世界国家 (Weltstaat)」の試み、「ヴァチカンの世界政策」として批判している⁸⁷。

第二次大戦後のフランス評価は両極的なものとなった。一方では、敗戦を受けて第二帝政以降のドイツ史全体が問い直される中、ドイツ史の別の可能性を提示していた政論家として、さらに平和主義者・欧州連邦主義者として、フランスの存在は積極的な意義を与えられた。例えば、大戦終結直後にスイスから『ドイツ問題』という著作を出版した高名な経済学者レプケ (Wilhelm Röpke : 1899-1966) は、ビスマルクからナチズムにまで至るドイツのプロイセン化を批判し、戦後ドイツの徹底的な連邦制化を説いたが、その中でフランスの思想は「名誉回復」されている⁸⁸。また、『世界市民主義と国民国家』(初版1908年)ではフランスに言及すらしなかったマイネッケ (Friedrich Meinecke : 1862-1954) は、戦後の悔恨の書『ドイツの崩壊』(1946年)の中で、フランスの思想に含まれる「真理」を「深い感動をもって」認めている⁸⁹。さらに、ゴロ・マン (Golo Mann : 1909-1994) は、『19・20世紀のドイツ史』(1958年)の中で、フランスの「国民国家の概念を克服する」試みを高く評価し、「フランスの著述に立ち返ることは無駄ではない」と述べている⁹⁰。他方、フランス

⁸⁷ Alfred Rosenberg, *Der Mythos des 20. Jahrhunderts. Eine Wertung der seelisch-geistigen Gestaltenkämpfe unserer Zeit*, 31. -32. Aufl., München, Hoheneichen Verlag, 1934 (zuerst 1930), S. 473f.

⁸⁸ Wilhelm Röpke, *Die deutsche Frage*, Erlenbach, E. Rentsch, 1945, S. 178ff., bes. S. 180. なお、この著作の巻頭エピグラフにはフランスが用いられている。

⁸⁹ Friedrich Meinecke, *Die deutsche Katastrophe. Betrachtungen und Erinnerungen*, Wiesbaden, Eberhard Brockhaus Verlag, 1946, S. 27, 85, 158f. (矢田俊隆訳『ドイツの悲劇』中公文庫、1974年、30-31、95、180頁)但し、この書でもマイネッケは依然としてビスマルクの政治に対して同情的である。

⁹⁰ Golo Mann, *Deutsche Geschichte des 19. und 20. Jahrhunderts*, Frankfurt a. M., S. Fischer, 1966 (1958), S. 304f., 392f. (上原和夫訳『近代ドイツ史』第1巻、みすず書房、1977年、201、264頁)

の膨張志向と反ユダヤ主義から、彼をナチズムに連なる思想家として位置づける論者も多かった⁹¹。フランツを「ナチズムの先駆者」と規定したフランスのルドゥルマンに対して、バーゼルのジーバーがチューリヒの平和主義者たちの雑誌上で反論するといった出来事は⁹²、こうした両極的な受容を象徴している。

以上のようなフランツ解釈の両義性を体現するのは、生涯フランツを研究し続けたシュタム（Eugen Stamm : 1883-1960）の軌跡であろう。フランツの思想の中に平和主義と帝国主義の二つの契機があることについてシュタム自身知悉していた。そしてシュタムは、政治状況に応じて、その都度アクセントを変えてフランツを紹介することになる。ナチス政権獲得後の1935年に彼が編集したフランツの選集の中でシュタムは、フランツとヴァグナーとの友情を強調すると共に、フランツの思想のドイツ的側面・権力政治的側面を押し出し、ナチス思想との親和性を描き出そうと試みる⁹³。他方、第二次大戦終結後に出版した著作は、フランツの思想の中のキリスト教的・平和主義的側面を強調したものであった⁹⁴。

また、1950年前後にビスマルクの評価をめぐって西ドイツの歴史家たちの間で起きた論争（いわゆる「ビスマルク論争」）においても、フランツの評価は一つの争点を形成した。火付け役はヘルマン・オンケン（Hermann Oncken : 1869-1945）の弟子でカトリックの歴史家であったミュンヘン大のシュナーベル（Franz Schnabel : 1887-1966）である。彼は、ビスマルクのドイツ統一が、ドイツの連邦主義的伝統を断ち、ドイツを「致命的な方向」へ追いやったと非難し、他方でフランツの思想を高く評価した。これに対して当時の歴史学界の重鎮リッター（Gerhard Ritter : 1888-1967）は、フランツの中欧計画を「ロマン主義的＝空想的」として一蹴し、ビスマルクの現実主義を擁護した。この論

⁹¹ cf. Sauzin, op. cit.

⁹² László Ledermann, “Un philosophie allemand du fédéralisme. Constantin Frantz (1817-1891),” *L’Action Fédéraliste Européenne*, R. 2, z. 5, April 1947 ; Eduard Sieber, “Constantin Frantz, ein Vorläufer des Nationalsozialismus?” *Die Friedens-Warte. Blätter für internationale Verständigung und zwischenstaatliche Organisation*, Jg. 47, Nr. 6, 1947, S. 352-359.

⁹³ Eugen Stamm (hg.), *Constantin Frantz. Das größere Deutschland*, Breslau, Korn, 1935.

⁹⁴ Stamm, *Ein berühmter Unberühmter*, 1948.

争を後に総括したガル (Lothar Gall : 1936-) も、シュナーベルがフランスの「歴史的・普遍主義的＝キリスト教的に粉飾された汎ゲルマン主義的傾向を完全に見逃している」と批判している⁹⁵。

さて、冷戦期においては、フランスに対する一般的な関心は薄れていくものの、多くは博士論文の形で、アカデミックな世界でフランス研究は着実に深まっていく。そして、冷戦期における暫しの「忘却」の後、1980年代以降の「中欧」思想の復活と共に再びフランスの思想に照明が当てられる。例えば、当時「中欧」を主題とするシンポジウムが数多く催されたが、その中でフランスの思想が度々紹介された⁹⁶。また、1991年『フランクフルター・アルゲマイネ』紙上に、没後百周年を記念してフランス特集の記事が掲載された⁹⁷。これは、現実に行進する欧州統合に対するフランスの連邦主義の意義を力説したものである。つまり、フランスの思想は、「中欧」の復活と、欧州統合の進展というモメンタムを得て、再度アクチュアリティを帯び、復活したのである。

但し、フランスという名前から連想されるイメージは未だ断片的・分裂的であるといえる。例えば、『ポーランド人と我々 (*Polen und wir*)』という雑誌上で、フランスをポーランドに対して非常に「友好的な」政治思想家として描いたポーランド人のクハルチックに対して、東ドイツ出身のマイアーは、フランスの連邦主義を、ドイツの「ナショナルな覇権主義 (Hegemonismus)」という「下心 (Hintergedanken)」を秘めた思想であると反論した⁹⁸。両者ともフラン

⁹⁵ このビスマルク論争については、主要な論文を収めた以下の著作が有益である。Lothar Gall (hg.), *Das Bismarck-Problem in der Geschichtsschreibung nach 1945*, Köln / Berlin, Kiepenheuer & Witsch, 1971. シュナーベルの論文は Franz Schnabel, "Das Problem Bismarck," S. 97-118 (zuerst, *Hochland*, 42, Oktober 1949, S. 1-27). リッターの批判は Gerhard Ritter, "Das Bismarckproblem," S. 119-137 (zuerst, *Merkur*, 4, 1950, S. 657-676), S122f. ガルの批判は Lothar Gall, "Einleitung," S. 9-24, S. 16を参照。

⁹⁶ z. B. Schnur, a. a. O.

⁹⁷ Rüdiger Altmann, "Den Kopf über dem Nebel. Constantin Frantz -Vergessener deutscher Klassiker des Föderalismus," *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2. 5. 1991, S. N3. 著者はカール・シュミットに影響を受けた保守派のジャーナリストである。

⁹⁸ Grzegorz Kucharczyk, "Polen und Preußen -Zwei Feinde? Über das politische Denken von Constantin Frantz (1817-1891)," *Polen und wir*, 16. 2. 1999, S. 23-24

ツについての博士論文を執筆し、フランス研究を続ける研究者であるが、それでも統一的なフランス像を描くことはできないということをこのエピソードは物語っている。

おわりに

以上、フランスの中欧連邦構想と、20世紀におけるフランス受容の歴史をみてきた。確かに、ビスマルクが建設した「ドイツ帝国」が、ドイツのナショナル・アイデンティティに与えた影響力は大きい。冒頭で挙げたシーハンらが認めるように、第二帝政が、ドイツ史全体を眺める際の視座を強く規定してきた⁹⁹。とはいえ、20世紀におけるフランス受容の歴史に示されるように、「ドイツ」という枠組が揺らぐとき、つまり、「ドイツ問題」が深刻化するとき、フランス的な「中欧」が、「ドイツ」のアイデンティティの重要な参照点としての役割を果たしている。まさに、フランスのような対象に着目することによって、ドイツのナショナル・アイデンティティの多様性・重層性を浮き彫りにすることができるのである¹⁰⁰。

さらに指摘しなければならないのは、中欧連邦構想の両義性である。中欧連邦構想は、一方において、東中欧・南東欧に対するドイツ帝国主義の正当化イデオロギーとして、さらにはナチスの「新秩序」に加担する概念として機能する側面を有していた。しかし他方で、欧州統合にも思想的材料を与える構想として評価されてもきたのである。これは、フランスの思想を題材に本稿が検討した通りである。筆者は、この両方の側面を等しく認識する必要があると考えている。そしてそれは、少々飛躍するならば、しばしば無条件に「善」的なも

; Helmut Meier, "Sympathie mit Hintergedanken. Zur halbherzigen Polenfreundschaft von Constantin Frantz," *Polen und wir*, 17. 1. 2000, S. 23-24.

⁹⁹ Sheehan, op. cit. ; Langewiesche, a. a. O., S. 172-174 u. passim.

¹⁰⁰ 本稿は、フランス受容の歴史を通して、20世紀におけるドイツ問題の解決案の一つとして、フランス的な中欧連邦構想が参照され続けたことを示した。20世紀のドイツ政治史において中欧連邦構想が果たした役割についての本格的な検討は、今後の課題としたい。なお、第一次大戦期における「中欧」をめぐるドイツ内外の論争や、「中欧」とドイツのナショナル・アイデンティティの重層性の問題については、前掲の拙稿を参照して頂けると幸甚である。

のとみなされがちな欧州統合の暗い思想的淵源にも目を向けねばならないということも意味しているだろう¹⁰¹。

※本稿は、平成17年度・18年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部であり、現代史研究会第445回例会（2006年10月21日、専修大学神田校舎）で報告した原稿に加筆・修正を施したものである。研究会上で貴重な質問をくださった多くの方々、とりわけコメンテーターを務めてくださった松本彰先生（新潟大学）に厚くお礼を申し上げたい。また、本稿の草稿段階で有益なコメントをくださった福田宏氏（北海道大学スラブ研究センター）や、北海道大学遠藤乾ゼミの方々にも、厚くお礼を申し上げる。なお、現代史研究会での報告は、日本学術振興会「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事業として採択された北海道大学大学院法学研究科の教育プログラム「学生主導型の研究マネジメント力養成」の活動の一環として行われた。

¹⁰¹ この点については、遠藤乾編『ヨーロッパ統合史』名古屋大学出版会、2007年刊行予定を参照。また、「ヨーロッパ」理念の非民主主義的な側面を告発した（少々極端ではあるが）興味深い書物として以下のものがある。John Laughland, *Tainted Source. Undemocratic Origins of the European Idea*, London, Little, Brown, 1997.